

雑紙は大切な資源！

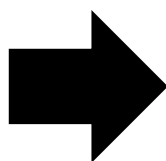
『雑紙』の分別にご協力ください

【雑紙とは？】

「雑紙（ざつがみ）」とは、家庭で出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。普段、何気なく燃やせるごみで捨ててしまっている「チラシ」や「メモ用紙」、「包装紙」などは資源としてリサイクルできます。

【雑紙の出し方】

雑紙は、**毎週木曜日（資源物の収集日）**に、持ち手も紙製の紙袋に入れて紐でしばって、ごみ収集所へ出してください。普段から、雑紙を不要な紙袋に入れるような習慣にしておくとう簡単にまとめることができます。



▲雑紙を紙袋に入れて紐でしばる

【雑紙の一例】

コピー用紙、チラシ、パンフレット、ノート、メモ用紙、包装紙、菓子箱、はがき（圧着はがきは除く）、ティッシュペーパーの箱（ビニール部分は取り除く）、封筒、名刺、トイレトペーパーの芯、値札 など

（注意）汚れや強いにおいがついた紙や防水加工された紙などは、雑紙として収集することができません。雑紙で収集できないものは、裏面をご確認ください。



問い合わせ

深谷市 環境水道部 環境衛生課

所在地：深谷市仲町 11-1

電話：578-7332（直通）

雑紙で収集できない主なもの

- 臭いのついた紙・・・石鹸や柔軟剤の箱など
- 防水加工された紙・・・紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器など
- アルミ、金紙、銀紙、ビニールでコーティングされた紙・・・ガムの包装紙など
- 食品や油で汚れた紙・・・ピザの箱やケーキの箱など
- 感熱紙・・・レシートなど
- カーボン紙、ノンカーボン紙・・・宅配便の伝票など
- 昇華転写紙・・・アイロンプリント紙
- 印画紙・・・写真、アルバム、インクジェット用写真用紙
- 粘着性のある紙・・・圧着はがき、シール、シール台紙、付箋紙など

※雑紙で収集できないものは、『燃やせるごみ』に出してください。雑紙の適正な処理にご協力をお願いします。